

總 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されており、地震が発生した場合、地割れ、液状化現象などによる道路の寸断、住居の倒壊、火災の発生など大きな被害が発生する可能性がある。

また、笛吹川と富士川（釜無川）の扇状地に開けた田富・玉穂地区は、流域が平地で河川面との差が少ないため、豪雨で洪水が起きる可能性がある。そして笛吹川沿いは、地盤軟弱な地帯で地下水が高いので、大規模地震による液状化の危険性が高い。一方豊富地区は、南西に急峻な御坂山系があり、北面傾斜で山地災害が発生しやすい。

さらに、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「中央市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、中央市防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の4編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央市防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」を踏まえ、さらに阪神淡路大震災を教訓に、震度7を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である総務課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震の予知情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため市の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 7 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 9 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 12 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 13 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。
- 14 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

国、県、市等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。